

# 第36回 高速道路の新設等に要する費用の縮減に係る助成に関する委員会

## 議事概要

1. 日 時 令和3年6月3日(木) 15:00~16:40
2. 場 所 独立行政法人 日本高速道路保有・債務返済機構 会議室(対面形式とWEB形式の併用)
3. 出席者 <<委員>> 清水委員長、中村委員、桑野委員、田邊委員、芳賀委員、真下委員

### 4. 議事概要

高速道路会社より認定申請を受けている3議題の経営努力要件適合性について審議を行った。

#### [審議事項]

##### □新設・改築事業

認定基準 ①ーイ 地権者、関係機関などへの提案及び協議

(議題 1) 地元協議を踏まえた跨道橋の廃止による縮減

認定基準 ①ーロ 現場特有の状況に対応するための創意工夫

(議題 2) トンネル内装工の設置範囲の変更による縮減

##### □修繕事業

認定基準 ①ーロ 現場特有の状況に対応するための創意工夫

(議題 3) 対面通行区間の中央分離帯ワイヤロープ設置方法見直しによる縮減

#### [その他]

### 5. 議事内容

#### [審議事項]

- 議題1について、運用指針に定める経営努力要件に適合すると判断し、会社の貢献度( $\alpha$ )を0.5と決定した。

主な意見は以下のとおり。

- ・ 拡幅後の機能復旧道路の管理は、自治体が行うのか。(委員)  
→自治体に移管することで行政から了承を得ている。(会社)
- ・ 側道の拡幅にあたり、用地買収は必要とならなかったのか。(委員)  
→跨道橋を撤去することで活用可能となる土地を拡幅範囲としているため、用地買収は必要なかった。(会社)
- ・ 地元自治会は元々側道の拡幅を要望していたこともあって、折り合いをつけて合意を得たと理解もできる。(委員)
- ・ 跨道橋の廃止は神社への参拝や墓参等、近隣住民の生活慣習を変更する提案ではあるが、合理的で意義のある内容であり、合意を得たことは評価できる。(委員)

●議題2について、運用指針に定める経営努力要件に適合すると判断した。

主な意見は以下のとおり。

- ・採用した内装工の施工現場の確認を行い、走行の安全性に問題がないことを確認したとのことであるが、どの様に確認を行ったのか。(委員)
- 本施工の前に採用ケースを試験的に施工した区間を設け、現場を走行して検討会委員に確認・議論を頂いた結果を踏まえて、問題がないと判断している。(会社)
- ・内装工を縮小することで増額するトンネル照明のランニングコストを考慮しても、コスト縮減に繋がるのはなぜか。(委員)
- トンネル照明が増加するため、電気料金は高くなるが、トンネル側壁の清掃費や側壁が落下した場合の補修費等を考慮すると、コスト縮減に繋がることを確認している。(会社)
- ・採用を決定したケースの決め手は何か。アンケートやアイマークテストの結果によるものか。(委員)
- アンケートやアイマークテストの結果、採用ケースが候補として上位にあがったことが大きい。(会社)
- ・変更計画を採用することで増加するコスト、縮減するコストおよびランニングコスト等、全て含めてもコスト縮減に繋がるといった勝算があつて、検討を進めたと考えている。前例にとらわれることなく、大きなチャレンジで意義のある取り組みであつたと考える。(委員)

●議題3について、運用指針に定める経営努力要件に適合すると判断した。

主な意見は以下のとおり。

- ・コスト縮減額を計算するにあたり、前提となる条件はどの様に設定したのか。(委員)
- 過去に自転車のイベントにより、しまなみ海道の通行止めを行った際にフェリーで代替輸送をしたことがあり、その際に要した費用を参考にしてコスト縮減額を計算している。(会社)
- ・片側交互通行規制によりワイヤロープを設置した今回の取り組みは、汎用性があると考えて良いのか。(委員)
- 片側交互通行規制の規制方法や施工方法、安全対策について、交通管理者(警察)と協議し、同意を得なければならない。(会社)
- ・会社の経営努力が伺える取り組みであつたと考える。(委員)

[その他]

- ・これまでの審議状況の報告等を行った。

以 上